
AMT/NEWSLETTER

Economic Security & International Trade

2025 年 7 月 31 日

トランプ関税の最新動向と関税リスクへの対応(2)

—日米合意(2025 年 7 月 22 日)の内容と企業の対応策—

弁護士 中川 淳司 / 弁護士 高嵯 直子

Contents

- I. はじめに
- II. 今回合意された内容
 - 1. これまでの経緯
 - 2. 日米合意の具体的内容
- III. 日本企業への影響と今後の見通し
- IV. おわりに

I. はじめに

2025 年 4 月、トランプ大統領は貿易赤字や二国間での不公正な貿易を是正するとして、相互関税の賦課を公表し、全世界一律 10%の関税(いわゆる「ベースライン関税」)に加え、国ごとの追加関税率(日本は 25%)を公表した。

ベースライン関税は 2025 年 4 月 5 日より、ほぼ全て輸入品に対し追加で課された。他方、国ごとの追加関税は、90 日間(同年 7 月 4 日まで)適用が停止され、さらに同年 8 月 1 日まで停止期間が再延期されていた。8 月 1 日に相互関税の国別関税率が新たに発動される前に、米国と各国との間で関税の引き下げ・撤廃をめぐる二国間交渉の動きが加速していたところ、同年 7 月 23 日(米国時間 22 日、以下、米国時間で表示する)、交渉が合意(「日米合意」)に達したと発表された。

本ニュースレターでは、日米合意の内容とこれが日本企業に及ぼしうる影響、さらに今後の見通しについて解説する。交渉結果については、日米の報道結果及び両政府の公表資料に依拠する。交渉結果の細部にわたっては日米双方の発表内容に依然として不一致や不明な点があり、米国の関税措置については、今後も最新の情報が随時公表されることが予想される。本ニュースレターは、2025 年 7 月 29 日現在の公表情報を基に作成している点に留意されたい。

II. 今回合意された内容

1. これまでの経緯

日米間では、2025 年 4 月以降、米国の関税措置の見直しを求め、赤澤経済再生担当大臣を日本側交渉責任者として、米国との間で緊密な交渉が行われてきた¹。交渉では、関税引下げと並んで、多分野にわたる両国間の貿易・投資の拡大、日本側の非関税措置の撤廃、経済安全保障面での協力等も俟たに上った。

2. 日米合意の具体的内容

2025 年 7 月 22 日、米国の相互関税措置などを巡る貿易交渉が合意に至った。日本政府及びジェトロ(日本貿易振興機構)が発表している日米合意の概要は以下のとおりである^{2 3}。なお、2025 年 7 月 28 日現在、今回の合意に関わる共同声明はなく、また、日米政府から関税率変更の対象範囲、関税引下げの適用時期などについての公式発表はなされていない(ただし、日本政府発表資料では、相互関税の 15%上限は 8 月 1 日より適用開始される旨の言及がある。)。内外のメディアが米国側の発表した合意内容として報道している内容⁴と若干異なる点もあり、今後公表される詳細を確認する必要がある。

(1) 関税

2025 年 4 月に公表された相互関税、即ち、全世界一律のベースライン関税 10%(4 月 5 日賦課開始)と日本への国別関税率 25%(当初は 24%とされていた。8 月 1 日以降賦課開始予定)が見直され、相互関税は MFN 税率を含め 15%で合意された(MFN 関税率が 15%以上の品目については追加の相互関税は賦課されず、現行の関税率が維持される。15%未満の品目については 15%に引き上げられる。)

加えて、相互関税とは別途、2025 年 3 月に公表された、自動車(4 月賦課開始)、自動車部品(5 月賦課開始)に対する通商拡大法 232 条(「232 条」)に基づく追加関税も見直された。従前は世界一律に 25%(ただし、USMCA 原産地規則を満たす自動車部品は除く)が課されていたところ、今後は日本車の米国輸出に対しては、MFN 税率を含めて自動車・自動車部品のいずれについても 15%が課されることとなった。

(2) 対米投資

経済安全保障上の重要分野(半導体、医薬品、鉄鋼、造船、重要鉱物、航空、エネルギー、自動車、AI/量子)等について、強靱なサプライチェーンを米国内に構築するよう連携することが合意された。

そのため、日本は、政府系金融機関が最大 5,500 億ドル(日本円で約 80 兆円)規模の出資、融資、融資保証を提供できるようにし、出資の利益配分は、1(日本):9(米国)とする。

(3) 日本市場の開放等

日本側の関税引下げは行わないが、以下の対応をとる。

- バイオエタノール、大豆、トウモロコシ及び肥料などを含む米国農産品、半導体、航空機などの購入を拡大する。
- 日本の現行のコメの輸入割当制度(いわゆるミニマムアクセス米)77 万トンの枠内で、米国産コメの無税での輸入枠を増やす(米側は 75%増やすと発表しているが、これに対しては日本側はノーコメントである)。
- LNG 等米国産エネルギーを安定的及び長期的に購入する。
- アラスカ LNG プロジェクトに関する検討を行う。

1 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/tariff_measures/houmon/index.html#beikoku20250502

2 https://www.meti.go.jp/tariff_measures/pdf/2025_0725_02.pdf

3 https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/us_tariff/pdf/00_20250725.pdf

4 米国の発表についてはこちら(<https://www.whitehouse.gov/fact-sheets/2025/07/fact-sheet-president-donald-j-trump-secures-unprecedented-u-s-japan-strategic-trade-and-investment-agreement/>)

(4)「非関税障壁」の見直し

米国メーカーの乗用車を日本での追加の試験なしに輸入可能とし、日本国内での認証手続を簡素化する。また、クリーンエネルギー自動車(CEV)導入促進補助金の運用を見直す。

<関税に関連する主な合意事項—米 EU 合意^{5 6}との比較>

項目		日米合意	(参考)米 EU の合意
関税	相互関税	全世界一律 10%に加え、国別 5%の合計	15%を課税。
	鉄鋼・アルミ(232 条)関税	現行 50%を維持(合意の対象外)。	米国は 50%維持を主張。 EU は関税削減に向けた議論を続け、関税割当の導入を合意と主張。
	自動車関税・自動車部品関税(232 条)関税	MFN 税率を含め全て 15%を課税(従前、日本産乗用車には MFN 税率 2.5%に 25%追加した 27.5%が課されていた。)	MFN 税率を含め全て 15%を課税。
	その他	米国が、関税賦課も視野に 232 条に基づく調査を実施している産品(半導体、医薬品等)について、日本は、分野別関税が課される場合、他国に劣後する扱いとならない確約を得たとする。 日本は、農産物を含め、日本側の関税引下げは合意に含まれていないと主張。	半導体や医薬品については MFN 税率を含め上限 15%とする。 EU は、戦略物資(航空機・関連部品、特定の化学品、ジェネリック医薬品、半導体製造装置、一部農産物、天然資源、重要鉱物など)は 0%を合意と主張。 米国は、銅に対する 50%を維持すると主張。 トランプ大統領は、米国産品に 0%を合意と主張しており、米国は農産物も含めた多分野での関税削減、輸入割当の実施を合意と主張する。
	その他合意事項	日本は関税引下げの合意はしていないと主張する	原産地規則の強化

<関税以外の事項に関連する合意事項>

項目	日米合意	(参考)米 EU の合意
対米投資	5,500 億ドル(日本円で約 80 兆円)相当の政府系金融機関による出資、融資、融資保証を提供(利益の 90%を米国が受け取る)を通じて半導体、医薬品、造船、重要鉱物、AIなど強力なサプライチェーンを構築すると主張。 ただし、米国は、米国のコア産業を再建・拡大するために 5,500 億ドルの対米投資	6,000 億ドル(約 97.5 兆円)超の対米投資を EU が実施する。実施の期間は不明。

⁵ <https://www.whitehouse.gov/fact-sheets/2025/07/fact-sheet-the-united-states-and-european-union-reach-massive-trade-deal/>

⁶ https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/statement_25_1915

	が合意されたと主張する。 実施の期間は不明。	
エネルギー購入	LNG 等(金額未公表)。	7,500 億ドル相当(米国によれば、2028 年 まで、EU の発表では LNG、石油、核燃料 を対象とする)。
防衛装備品の購入	米国は、年間数億ドルの追加購入を合意 と主張。	あり(金額未公表)。
農産品の購入	日本は、農産品の購入拡大とコメのミニ マムアクセス米輸入割当における米国割 当分の増加を合意したと主張する。 他方、米国は、日本がコーン、大豆、肥 料、バイオエタノール等の米国産品を 80 億ドル購入すること、また、米国産コメの 輸入を 75%即時増加することを合意と 主張する。	合意なし。
その他	米国は、日本が米国製商用航空機の購 入(ボーイング機 100 機を含む)を合意し たと主張。	米国は、米国産豚肉や酪農品への衛生証 明書の簡素化やデジタル貿易の障壁の見 直しの合意を主張する。

III. 日本企業への影響と今後の見通し

現時点では、合意の適用開始時期を含む詳細は公表されていないものの、日本に対する国別の相互関税率が公表され、相互関税をめぐる不確実性は若干解消された。また、4 月に公表された 24%よりも低い 15%での合意とはなった。しかし、WTO における譲許税率を超える相互関税が課される状況は維持され、この高関税の賦課が少なくともトランプ政権下では続くものと予想される。米国向け輸出がある業界にとっては、引き続き、相互関税による影響が及び、事業者ごとの状況に応じたサプライチェーンの見直しと最適化が重要となる。トランプ政権は IV. で後述する通り、日本以外の多数の国にも国別の相互関税や、本セクションで後述する鉄鋼・アルミ製品、自動車・部品などへの個別関税の発動を公表している。英国、ベトナム、そして今次の EU など一部の国とは 2 国間交渉による見直しが実現しているものの、その他の多数の国との二国間交渉は係属中である。企業は、サプライチェーン全体を通じたトランプ関税の交渉結果を注視しながら、機動的かつ柔軟にサプライチェーンの見直しと最適化を検討することが必要となる。

なお、相互関税をめぐるのは、米国の輸入者や複数の州政府が米国内で訴訟を提起しており、一審の米国国際貿易裁判所は、当該関税が違法・無効であるとの判断を示している。当該判断は即日二審に当たる米国連邦巡回区控訴裁判所に上訴されたものの、一審裁判所の差止め命令無効の判断が出されたため、相互関税の賦課は続いている。連邦高裁の判決の時期は不明であるが、判決後いずれかの当事者が上訴し、連邦最高裁まで争われる可能性が高い。仮に、相互関税が違法であることが確定した場合には、既に徴収された関税の払い戻しが求められることになり、実務上の混乱が生じる可能性がある。こちらの訴訟案件の今後の動向を注意する必要がある。

今般の日米合意では、相互関税の対象外品目⁷であるものの、232 条に基づく追加関税(25%)が課されていた自動車及び自動車部品についても、15%に関税率を引き下げることが合意された。一方、232 条に基づく追加関税の対象品の鉄鋼・アルミ及びこれらの派製品については、232 条に基づく 50%の高関税が維持されている(2025 年 3 月 12 日より 25%の課税開始、6 月 4 日 50%に引上げ)。他にも、232 条に基づき、銅(2025 年 8 月 1 日から 50%の追加関税が予定

⁷ 鉄鋼・アルミ及びこれらの派製品、自動車及び自動車部品、同、医薬品、半導体、木材、一部の重要鉱物、エネルギー及びエネルギー産品、その他 232 条に基づく課税対象となる産品は、相互関税の対象外である(2025 年 4 月 2 日付の相互関税に関する大統領令 3(b)条、<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/04/regulating-imports-with-a-reciprocal-tariff-to-rectify-trade-practices-that-contribute-to-large-and-persistent-annual-united-states-goods-trade-deficits/>(参照))

されている)、半導体、医薬品等様々な産品は相互関税の対象外であり、15%を超える関税が賦課される可能性が残る。

8

上記のとおり、日米合意では、他国に劣後する扱いとならない旨の確約を得たとされるところ、今後の各国の米国との合意内容に留意する必要がある。特に、米国は英国との関係では、自動車に年間 10 万台を上限に 10%の関税割当を行っているところ、日本の合意がこれに劣後することとならないのか、疑問は残る。今後の自動車関税の執行状況に注目する必要がある。

IV. おわりに

米国の相互関税を巡って、米国は、日本以外にも、英国(2025 年 5 月 8 日)、ベトナム(同年 7 月 2 日)、インドネシア(同年 7 月 16 日)、フィリピン(同年 7 月 22 日)との合意を発表している。さらに同年 7 月 27 日には、米国と EU の貿易交渉についても合意を発表した。中国との間では、同年 5 月に共同声明を発出し、エスカレートしていた関税の打合いやめ、関税を引き下げることが合意しており、最終合意に向けて交渉を継続中である。

しかし、日米合意を含め、各国との合意の詳細については不透明な点も残り、今後の交渉の進展と両国政府の公式発表に留意する必要がある。相互関税の国別関税率の停止が終了する 8 月 1 日までに更に合意がなされる可能性があり、引き続き状況を注視する必要がある。日本や EU との間で合意された相互関税 15%が今後の合意のベンチマークとなりうるが、特に、日本企業の貿易・投資額が大きい中国、カナダやメキシコ、韓国、インドなどの主要貿易相手国との交渉状況に注視したい。

以上

8 木材、半導体と半導体製造装置やそれらの派製品、医薬品、重要鉱物やその加工品、派製品、中型・大型トラック及びその部品、民間航空機やその部品、ポリシリコンやその派製品、ドローンやその部品が調査対象となっている。

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 中川 淳司 (junji.nakagawa_grp@amt-law.com)
弁護士 高崎 直子 (naoko.takasaki@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。